

○菊陽町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱

平成25年5月21日

要綱第25号

改正 平成25年7月16日要綱第33号

(目的)

第1条 この事業は、小児慢性特定疾患児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5に規定する者をいう。以下同じ。)に対し、特殊寝台等の日常生活用具(以下「用具」という。)を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(用具の種目及び給付の対象者)

第2条 この事業の給付の対象となる用具の種目は、別表1の種目欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の対象者欄に掲げる小児慢性特定疾患児で本町に住所を有する者とする。

2 児童福祉法による施策(小児慢性特定疾患治療研究事業を除く。)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による施策の対象者のうち、この要綱に定める同種目の給付を受けた者は、対象とならない。

(給付の申請)

第3条 用具の給付を希望する対象者又はその保護者(以下「申請者」という。)は、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付申請書(別記様式第1号)により町長に申請するものとする。

(調査)

第4条 町長は、前条の申請があったときは、必要な調査等を行い、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付調査書(別記様式第2号)を作成しなければならない。ただし、町長が必要と認めるときは、申請者に対し医師意見書の提出を求めることができる。

(決定)

第5条 町長は、前条の調査により用具の給付の要否を決定したときは、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付決定・却下通知書(別記様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により用具の給付を決定したときは、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付券(別記様式第4号。以下「給付券」という。)を申請者に交付するものとする。

(用具の給付)

第6条 前条第1項の規定による用具の給付の決定を受けた者(以下「給付決定者」という。)は、用具納入業者(以下「業者」という。)に給付券を提出して用具の給付を受けるものと

する。

- 2 前項の業者とは、菊陽町日常生活用具給付等事業実施要綱(平成18年要綱第40号)第7条第2項により委託契約を締結したものをいう。

(費用の負担)

- 第7条 給付決定者又はこれを扶養する者は、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を直接業者に支払わなければならない。

- 2 前項の費用の基準は、別表2に定める額とする。

(費用の請求)

- 第8条 町長は、業者の請求により、用具の購入に要した費用の額と別表3に定める用具の基準額とを比較して少ない方の額から前条第2項に定める額を控除した額を当該業者に支払うものとする。

- 2 前項の規定による業者の請求の際は、給付券を添付しなければならない。

(用具の管理)

- 第9条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。

- 2 町長は、前項の規定に違反したときは、当該用具の給付に要した費用の全額又は一部を返還させることができる。

(台帳の整備)

- 第10条 町長は、用具の給付の状況を明確にするため日常生活用具給付台帳を整備しておくものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成25年7月16日要綱第33号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表1(第2条関係)

小児慢性特定疾患児日常生活用具の種目及び性能等

種目	対象者	性能等	耐用年数
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾患児が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)	8年
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は消耗を防止できる機能を有するもの	5年

特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾患児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	8年
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの	8年
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの	5年
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾患児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年
車いす (電動以外のみ)	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾患児の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	5年
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの	5年
クールベスト	体温調節が著しく難し	疾病の症状に合わせて体温調節のできる	1年

い者	もの	
紫外線カット クリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの
ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの
パルスオキシ メーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることができ可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの

別表2(第7条関係)

徴収基準額表

階層区分	世帯の階層(細)区分	徴収基準月額	加算基準月額
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	円 0	円 0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	1,100	110
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯) C1階層 所得割の額のある世帯 C2階層	2,250 2,900 230 290
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 4,800円以下 D1階層 4,801～9,600円 D2〃 9,601～16,800円 D3〃 16,801～24,000円 D4〃 24,001～32,400円 D5〃 32,401～42,000円 D6〃	3,450 3,800 4,250 4,700 5,500 6,250 350 380 430 470 550 630

42,001～92,400円 D7 //	8,100	810
92,401～120,000円 D8 //	9,350	940
120,001～156,000円 D9 //	11,550	1,160
156,001～198,000円 D10 //	13,750	1,380
198,001～287,500円 D11 //	17,850	1,790
287,501～397,000円 D12 //	22,000	2,200
397,001～929,400円 D13 //	26,150	2,620
929,401～1,500,000円 D14 //	40,350	4,040
1,500,001～1,650,000円 D15 //	42,500	4,250
1,650,001～2,260,000円 D16 //	51,450	5,150
2,260,001～3,000,000円 D17 //	61,250	6,130
3,000,001～3,960,000円 D18 //	71,900	7,190
3,960,001円以上 D19 //	全額	左の徴収基準額の10% ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円
備考		
1 徴収月額の決定の特例		
ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に <u>別表2</u> の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、 <u>同表</u> に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。		
イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。		
ウ 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がないときは、徴収月額の決		

定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数箇月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族(父母、祖父母、養父母等)、兄弟姉妹(ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。)並びにそれ以外の三親等内の親族(叔父、叔母等)で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。

ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者(以下「世帯外扶養義務者」という。)の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法、租税特別措置法、経済社会の変化等に対応して早急に講すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額(ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項、租税特別措置法第41条第1項及び第2項、第41条の2、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条の規定は適用しない。)、地方税法により賦課される市町村民税、(ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しない。)及び生活保護法による保護をいう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、所得税については

前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除(地方税法第323条による免除。以下同じ。)の有無をもつて認定の基準とする。

ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

(3) 徴収基準額表の適用時期

毎年度の別表2「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 徴収基準額表中、徴収基準額月欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、市町村が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。

4 徴収金基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

5 その他

平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)第4 保育所徴収金(保育料)基準額表備考3(3)に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると町長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。

別表3(第8条関係)

小児慢性特定疾患児日常生活用具の基準額

種目	基準額(円)
便器	4,450
特殊マット	19,600
特殊便器	151,200
特殊寝台	154,000
歩行支援用具	60,000
入浴補助用具	90,000
特殊尿器	67,000
体位変換器	15,000

車いす(電動以外のみ)	70,400
頭部保護帽	12,160
電気式たん吸引器	56,400
クールベスト	20,000
紫外線カットクリーム	37,800
ネブライザー(吸入器)	36,000
パルスオキシメーター	157,500

別記様式第1号(第3条関係)

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付申請書

年 月 日

菊陽町長 様

申請者 住 所
氏 名 印
対象者との続柄
電話番号

菊陽町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱第3条の規定により、下記のとおり日常生活用具給付を申請します。

なお、給付決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。

記

対象者	フリガナ 氏名		性別		生年月日		年齢	
	居住地							
	受給者番号							
	疾患名							
給付希望用具名称・ 型式等	過去の給付 無・有(前回用具給付年月日)							
給付希望理由								
給付上特に 希望する事項								
本人の状況及び 介護者の状況								
用具の交付を希望 する業者名・所在地								
該当する所得区分	生活保護・低所得1・低所得2・一般・一定所得以上							
世帯範囲の特例に 関する認定	<input type="checkbox"/> 次のいずれにもあてはまるため、住民票に記載された世帯ではなく、申請者のみ又は申請者及びその配偶者のみの世帯とすることを申請します。 1 税制上、同一の世帯に属する親、兄弟姉妹、子供等が障害者を扶養控除の対象としていない。 2 健康保険制度において、同一の世帯に属する親、兄弟姉妹、子供等の被扶養者となっていない。							
生活保護への移行予 防措置に関する認定	<input type="checkbox"/> 生活保護への移行予防(定率負担減免措置)を希望します。							
備考								

別記様式第2号(第4条関係)

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付調査書

申請書受付番号 及び受理年月日		第 号	申請者 氏 名	対象者 との続柄		
対象者	氏 名			生年月日		
	居 住 地					
	受給者番号					
	疾 患 名					
世帯状況	氏 名	対象者 との続柄	課税区分	町民税所得割	町民税非課税者 収入状況等	備 考
				円	円	
				円	円	
				円	円	
				円	円	
				円	円	
世帯区分	1 生活保護	2 低所得1	3 低所得2	4 一般	5 一定所得以上	
給付の要・否	1 要 2 否	要否の理由				
給付する用具名(型)			予定価格	円		
申請者が支払うべき額		円	公費負担予定額	円		
その他の 特記事項						
年 月 日			調査員 氏名			印

別記様式第3号(第5条関係)

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

菊陽町長

菊陽町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付等事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 決定

給付番号	第 号	給付決定年月日			
対象者	氏名				
居住地					
給付する用具名 (形式規模等を含む)					
価格		円			
給付決定者等が支払うべき額	円	公費負担額	円		
納入業者	名称				
所住地					
注意事項	1 日常生活用具の給付には、費用の一部を業者に直接支払うことを条件に給付されるものですので、支払うこととされた額については、速やかに支払ってください。 2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供したりすることは、固く禁じられています。 3 2に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。				

2 却下

理由	

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、菊陽町長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。
- この処分については、この処分(この処分について上記1の異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、菊陽町を被告として(訴訟において菊陽町を代表する者は、菊陽町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第4号(第5条関係)

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付券

給付番号		第号		給付決定年月日	
対象者	氏名			生年月日	
	居住地				
給付決定者等氏名				対象者との続柄	
給付する用具名				価格	円
給付決定者等が支払うべき額		円		公費負担額	円
納入業者	名称				
	所在地			電話	
上記のとおり決定します。					
年月日					
菊陽町長					
① 用具納入年月日				② 給付決定者等より受領した額	
③ 納入業者名称 及び受領年月日	名称	印			
	受領年月日				
④ 用具受領者氏名		印	検収者	職名	
				氏名	
その他特記事項					

注①～③は納入業者、④は給付決定者等が記入してください。

別記様式第1号(第3条関係)

別記様式第2号(第4条関係)

別記様式第3号(第5条関係)

別記様式第4号(第5条関係)